

◎ 異議申立て

異議申立てとは

開示請求に対して、

- ア 開示請求に係る文書の一部については開示しないこととする開示決定（部分開示決定）があった場合
- イ 不開示決定があった場合に、これらの決定に不服があるときは、当協会に対し、これらの決定の取消しや変更を求めることができます。

また、開示請求をした後3ヶ月を経過しても協会から開示請求に対する決定の通知がなく、その件について当協会から何の説明もないときには、開示請求に関する不作為（何もしないこと。）に対する異議申立てをすることができます。

異議申立てのしかた

部分開示決定又は不開示決定に対する異議申立ては、

- ア 当協会に対して、
- イ 異議申立て期間内（開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して3月以内）に、しなければなりません。

開示請求に係る文書の一部を開示しないとする部分開示決定をしたとき又は文書の全部を開示しないとする不開示決定をしたときには、開示決定通知書又は不開示決定通知書に、「教示」として、ア及びイについて記載します。

異議申立てをする場合の異議申立書に記載する必要事項は、次に掲げるとおりですが、様式その他詳細につきましては、当協会の監査室にお問合わせください。

- i 異議申立人の氏名又は名称
- ii 異議申立てに係る決定があったことを知った日
- iii 異議申立ての要旨及び理由
- iv 異議申立ての年月日

なお、異議申立書の提出は、当協会の事務所で直接受け付けますが、郵送で行うこともできます。

異議申立てに係る審査

異議申立てがあった場合は、当協会において開示請求に対する決定が適切であったかどうかを検討し、異議申立人の主張に理由があると認めるときは、開示請求に係る

不開示決定又は部分開示決定の取消し又は変更をする旨の決定をして、開示請求があった法人文書の全部又は一部を開示します。

異議申立人の主張に理由がないと認めるときは、異議申し立てを棄却し、開示請求に係る不開示決定又は部分開示決定はそのままとします。

不作為に対する異議申立てにつきましては、当該異議申立てがあった日から30日以内に、開示請求に対する何らかの対応をします。

異議申し立ての審査は、原則として書面で行います。

◆ 異議申し立てに関する問合せ先
地方競馬全国協会監査室
電話03-3583-6807